

## 首都圏における情報受発信交流拠点 基本構想策定業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、首都圏における情報受発信交流拠点 基本構想策定業務に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法など必要な事項を定めるものである。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

首都圏における情報受発信交流拠点 基本構想策定業務

#### (2) 業務内容

青森県が東京都内に新たに開設する首都圏情報受発信交流拠点の整備及び運用の指針となる基本構想を策定する。

#### (3) 仕様等

別紙1の仕様書のとおり。

ただし、最優秀提案者との協議を踏まえ、変更の可能性がある。

#### (4) 委託料の上限額

2, 100, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (5) 履行期限

令和8年3月31日（火）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 国内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続を行っていない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制の下にない者であること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。

### 3 スケジュール

日程	内容
令和8年1月21日（水）	プロポーザル公告
令和8年1月28日（水）	質問書受付期限
令和8年1月29日（木）	質問への回答期限
令和8年1月30日（金）	参加表明書等提出期限
令和8年2月9日（月） (企画提案書受理後)	企画提案書等提出期限 企画提案書等の要件・内容の事前確認
令和8年2月10日（火）	企画提案書等審査
令和8年2月12日（木）	審査結果通知

### 4 質問の受付及び回答

#### (1) 受付期限

令和8年1月28日（水）17時必着

#### (2) 質問方法

質問書（様式1）により電子メールによること。

#### (3) 回答方法

令和8年1月29日（木）までに、質問書を提出した全ての者に電子メールで回答する。

### 5 参加表明書及び申立書の提出

#### (1) 受付期限

令和8年1月30日（金）

#### (2) 提出方法

参加表明書（様式2）及び申立書（様式3）により電子メールによること。

#### (3) 参考資料

参加表明書提出者に対しては、令和6年度に実施した「首都圏における新たな青森県拠点の方向性等調査・分析業務」における成果品を別途提供する。

### 6 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類及び部数

##### ①企画提案書【提出部数：10部（正本：2部、副本：8部）】

- ・様式は任意とし、A4又はA3サイズ（A3の場合は折りたたむこと。）を基準とする。
- ・記載項目及び内容は以下のとおりとする。作成にあたっては、下記項目及び別紙1の仕様書、別紙2の審査項目を参考にすること。

項目	内容
ア 企画提案	別紙1の仕様書に定める項目及び独自の提案、特記事項等
イ 実施体制	本業務の実施体制（社内及び連携する全ての会社、個人を含む）及びスタッフ全員のプロフィール
ウ 業務工程	基本構想の策定に向けたプロセス、スケジュール
エ 業務実績	過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績（官民間はない）

②経費積算書【提出部数：10部（正本：2部、副本：8部）】

- ・A4サイズとし、縦・横の別は問わない。
- ・消費税及び地方消費税を含めた事業費の総額を記載する。

(2) 提出先

下記「11 問い合わせ及び各種書類の提出先」に提出すること

(3) 提出方法

持参（土、日、祝日を除く。）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、提出期限日必着とする。）により提出すること。

(4) 提出期限

令和8年2月9日（月）17時必着

## 7 企画提案書等の審査

(1) 実施予定年月日

令和8年2月10日（火）\*

\*参加者数等を勘案し日時を設定した上で参加者に電子メールで通知する。

(2) 實施場所

青森市内

(3) 審査方法

審査会において、企画提案のプレゼンテーション審査及び質疑応答を行い、審査員の評点の合計が最も高い第1順位の者を本業務の受注候補者として選定する。

(4) 留意事項

- ・第1順位の者が複数となった場合は、審査員の協議により本業務の受注者を選定する。
- ・参加者が1社のみの場合であっても審査を実施する。ただし、企画提案書等の内容が審査会の定める基準に達していないと認められた場合は、受注候補者として選定しないことがある。
- ・審査結果の如何に関わらず、提出書類は返却を要しないこととする。

## **8 審査結果**

審査終了後、速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果に対する質問及び異議申立ては受け付けない。

## **9 契約協議・契約**

### **(1) 契約協議**

審査会で選定した受注候補者の提案に基づき、県と受注候補者が内容や経費等について協議し、合意を得られた後に予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、次のいずれかに該当する場合は、受注候補者としての選定結果を取り消し、次点者との契約協議を行うこととする。

- ①受注候補者との合意が得られなかった場合
- ②見積徴収までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があつた場合
- ④審査結果に影響を与えるような不誠実な行為が認められた場合

### **(2) 契約方法**

青森県財務規則の規定に基づき、受注候補者との随意契約を締結する。

## **10 その他**

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ・参加表明書（様式2）及び申立書（様式3）の提出後、本プロポーザルから辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式4）を提出すること。
- ・社会経済情勢の変化、その他不可抗力等により、本業務の事業計画が変更又は中止される場合がある。この場合、本業務の受注者に対して県は一切の責任を負わないものとする。

## **11 問い合わせ及び各種書類の提出先**

〒030-8570

青森県青森市長島1-1-1

青森県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 販売戦略推進グループ

担当者 三浦、中野

TEL：017-734-9571

E-mail : kensanhin@pref.aomori.lg.jp